

## 個人の 市民税・県民税

令和4年度の個人市民税・県民税の納税通知書兼決定通知書を発送します。

市民税・県民税の課税内容や納付方法などをご確認いただき、期限内の納付にご協力ください。

☎市民税課 ☎(632)2217

### 普通徴収(納付書または口座振替)



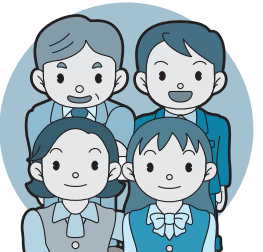
事業所得、不動産所得などの所得がある人

事業所得、不動産所得などの所得がある人は、市から送付する納付書または口座振替などで納めてください。

納付方法は、口座振替やコンビニ納付、ペイジー納付、クレジットカード納付、スマホ納付などがあります(下の記事参照)。

なお、納税通知書兼決定通知書は、6月10日に発送予定です。

### 特別徴収(給与からの天引きまたは年金からの天引き)



会社などで給与所得がある人

#### 1 給与所得に係る特別徴収

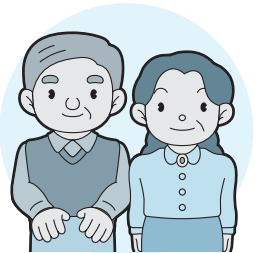
給与所得に係る市民税・県民税は、給与支払者(会社など)が、税額を6月～翌年5月の年12回に分けて、毎月給与支払いの際に納税者の給与から天引きし、納税者に代わって納めます。

#### 2 年金所得に係る特別徴収

65歳以上の人の年金所得に係る市民税・県民税は、年金支給時に年金の支払者が、税額を年金から天引きし、納税者に代わって納めます。

なお、納税通知書兼決定通知書は、6月10日に発送予定です。

また、65歳未満の年金受給者で、会社などに勤務する人は原則、給与から天引きされます。それ以外の人は、納付書または口座振替などで納付してください。



年金所得がある人

#### 公的年金に係る市民税・県民税の納付方法

■ 令和3年度から引き続き、年金から天引きされる人(継続)

■ 令和4年度から新たに(改めて)、年金から天引きされる人(10月開始)

納付方法	年金からの特別徴収(天引き)全6回						納付方法	普通徴収		年金からの特別徴収(天引き)全3回		
	仮徴収			本徴収				納付・徴収月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月
徴収月	4月	6月	8月	10月	12月	令和5年2月	納付・徴収月	6月(1期)	8月(2期)	10月	12月	令和5年2月
税額	令和3年度の年金所得に係る税額の半分の額を、3回に分けて4・6・8月に天引き			年金所得に係る税額から仮徴収税額を差し引いた残りの額を、3回に分けて10・12月、令和5年2月に天引き			税額	年金所得に係る税額の半分の額を、2回に分けて6・8月に、納付書または口座振替などで納付		年金所得に係る税額の残り半分の額を、3回に分けて10・12月、令和5年2月に天引き		

＼キャッシュレス決済で市税などを納付できます／

ID 1003658

口座振替やクレジットカード納付などのキャッシュレス決済で、安心、便利で、手軽に市税などの支払いができます。

各納付方法で利用できる税目や注意点など、詳しくは、市HPをご確認ください。

☎納税課 ☎(632)2189

#### 納付手続きの方法

##### ■ 口座振替 ID 1029037

「口座振替依頼書」を金融機関または市に提出。納期限の日に自動で口座振替。

##### ■ スマホ納付 ID 1025877

「納付書」を準備し、PayPayなど、6種類の対応アプリで納付書のバーコードを読み取る。



▲市HP 口座振替



▲市HP スマホ納付

##### ■ クレジットカード納付 ID 1029077

「納付書」「クレジットカード」を準備し、「宇都宮市納付サイト」URLで手続き。なお、システム利用料は利用者負担。



▲市HP クレジットカード納付

##### ■ インターネットバンキングによるペイジー納付 ID 1003664

対象の金融機関で利用登録し、各金融機関のWEBサイトで手続き。



▲市HP ペイジー納付